

出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定について

参考資料 1

本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等において、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点から、今般、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するとともに、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していきます。

1 「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における基本的な考え方

本市は、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等について検証し、出資法人の統廃合や、更なる活用を検討するとともに、その経営や事業等に関して必要な場合には、出資法人の「自主的・自立的な経営」と「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえ、法人形態や関連する本市施策の重要度等、法人の特性に応じて適切に関与する。

(1) 出資法人が担う役割等の検証

- ① 出資法人がこれまで担ってきた役割や事業が市民ニーズに的確に答えられているかどうかを、
 - ・ 出資法人が実施している事業の必要性(市民ニーズ)はあるのか
 - ・ 事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのか
 - ・ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか
 - ・ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのかの視点から検証を行い、出資法人の設立目的が既に達成されていたり、事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合や、事業の実施に必要な財政的・人的な経営基盤が十分に整っていない場合には、法人の統廃合や市の関与の見直し等を行うものとする。
- ② 一方で、費用対効果のほか、さまざまな比較指標を用いて十分に精査した結果、本市が直接実施している事業や新たに実施する事業について、出資法人が実施することにより、更にコスト、効果、効率面でメリットが確保できるもの等については積極的な活用を検討し、行政課題の解決に向け、市と法人が一体となって連携して取り組むこととする。

(2) 出資法人の特性に応じた関与

- ① 出資法人は、本市から独立した法人格を有する法人であり、資金・人材・経営ノウハウなどの経営資源を自由に獲得し、法人自らの責任と能力で自主的・自立的な経営をしていくことを原則とする。
- ② 一方で、出資法人は、独立した事業主体として高い専門性をもちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで行政機能を補完・代替・支援することが本来の役割として期待される。
- ③ 各法人の形態は公益法人、一般法人、株式会社、その他特別法に基づく法人と分かれており、めざす目的や期待される役割はさまざまであり、経営状況も公益性の高い事業を実施する法人では、収支の均衡が見込めない事業もあるなど、一様ではなく、抱えている課題も法人ごとにさまざまである。
- ④ 本市としては、本市の施策の推進に向けた取組やガバナンスの確保等について指導・調整するとともに、法人の形態や関連する本市施策の重要度、事業の採算性等、それぞれの法人の特性に応じて、財政的な側面や人的な側面等から適切に関与することにより、法人の自立化や本市との連携強化を促進し、本市の施策を効率的・効果的に実現できるよう法人運営の最適化を図っていく必要がある。

<対象出資法人一覧>

区分	法人名
特別法人(3法人)	川崎市土地開発公社 川崎市住宅供給公社
公益法人等(15法人)	(公財)川崎市国際交流協会 (公財)川崎市文化財団 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (公財)川崎・横浜公害保健センター (公財)川崎市身体障害者協会 (一財)川崎市まちづくり公社 (公財)川崎市消防防災指導公社 (公財)川崎市生涯学習財団 (公財)かわさき市民活動センター (公財)川崎市スポーツ協会 (公財)川崎市産業振興財団 (公財)川崎市シルバー人材センター (公財)川崎市看護師養成確保事業団 (公財)川崎市公園緑地協会 (公財)川崎市学校給食会
株式会社(6法人)	川崎アゼリア(株) みぞのくち新都市(株) かわさきファズ(株) かわさき市民放送(株) 川崎冷蔵(株) 川崎臨港倉庫埠頭(株)

2 「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定等

「基本的な考え方」を踏まえ、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証するとともに、出資法人において、自主的・自立的な経営がなされながら、公共サービスの担い手として本市が期待する役割が果たされるよう、市総合計画第2期実施計画期間(H30~H33年度)と連動させ各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。

また、方針の策定及び点検評価のほか、適切な財政的関与、適切な人的関与、情報公開の推進等にもあわせて取り組んでいく。

(1) 方針策定の考え方

方針策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や、経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る上で適切な指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。

(2) 行財政改革推進委員会「出資法人改革検討部会」の提言を踏まえた方針策定の主なポイント

① 経営状況等の把握・評価等に係る「出資法人改革検討部会」における提言

(ア) 課題認識

経営改善計画の策定や制度の運用に当たり、市が期待する役割と法人自身が設定した成果指標との関係性が曖昧であったり、指標の数が多いことで法人全体の評価がかえって分かりにくくなっていたりするなど、計画や評価の様式が複雑で分かりづらく、一部形骸化を招いていることから、成果指標の妥当性の点や様式の分かりやすさ、適切な運用という点で課題がある。

(イ) 今後の取組の方向性

総合計画等、市の施策との連携を意識しながら、出資法人に期待する成果をより適切に測ることができる指標を設定することや、評価結果等について必要に応じて外部の専門家のチェックを受けること、指標を絞り込み、様式を簡略化すること等について、検討する必要がある。

② 方針策定に当たっての主なポイント

	これまでの「経営改善計画」	今回の「経営改善及び連携・活用に関する方針」
計画の様式	全体的に複雑	1ページ目の「経営改善及び連携・活用に関する方針」及び2ページ目の「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」の 2つのシートで方針全体の内容を簡潔に把握することが可能
指標の設定主体	本市と調整の上、 法人が設定	本市施策との連携の観点から、法人と調整の上、 本市が設定
指標の設定対象・種類	法人の事業ごとに アウトプット、中間アウトカム、最終アウトカムを設定	法人の事業ごとに 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定

(3) 点検評価の実施

毎年度、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に沿った法人の計画(Plan)の取組状況(Do)を本市及び各法人が点検・評価(Check)するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等(Action)を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

「経営改善及び連携・活用に関する方針」の見方

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部交流推進担当
----------	-----------------	-----	------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の施策概要

1 事業概要
 (1) 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供
 (2) 市民レベルでの国際交流に関する事業
 (3) 国際交流事業の調査及び研究
 (4) 民間国際交流団体及びボランティアの育成
 (5) 川崎市国際交流センター事業
 (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 設立目的
 川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与することを設立目的とします。

3 法人のミッション
 川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施するとともに、交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、ネットワーク化、活動支援を行います。

本市施策における法人の役割

〇本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」に基づく施策が効果的・効果的に行われるよう、市関係部局と密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を推進します。

【取組内容】
 1 市民レベルでの国際交流を促進するための事業を実施するとともに、民間交流団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する支援組織としての役割を担います。
 2 多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援をはじめとする生活支援、平常時・災害時の情報提供、多言語による相談等、公共性が高く、専門性を要するサービスの担い手としての役割を担います。
 3 国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について、実践的な調査・研究を行い、解決に向けた事業の展開につなげます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画における位置づけ	基本政策 戦略的なシティプロモーション	施策 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成
	分野別計画	川崎市国際施策推進プラン	

現状と課題

【現状】
 1 組織体制
 役員を除く職員は18名。うち、常勤職員3名(市退職職員)、非常勤職員15名。
 2 財務状況
 法人収益はおおよそ以下のとおり。①施設管理受託収益(指定管理受託、国際交流センター利用料収益等):6割、②市補助金:2割、③講座事業収益:1.5割、④その他(基本財産運用益他):0.5割。
 3 その他の状況
 市内在住外国人市民が増加(平成30年3月末現在39,587人)、2020東京オリンピック・パラリンピックを契機に、外国人観光客の増加や市民のボランティアへの関心の高まりが見られるなど、法人設立時(平成元年)から社会環境が大きく変化しています。定住外国人市民の増加・多様化に伴う多方面における支援、インバウンドやオリンピック・パラリンピックへの対応などの新しい課題に対して、法人に期待される役割は増加しています。

【課題】
 1 嘱託職員の人員費の大部分を国際交流センター事業収益及び同センター利用料収益に依存しているが、厳しい財政状況の中、経営や事業展開のさらなる効率化を図る必要があります。
 2 市民レベルの国際交流促進や、日本語講座をはじめとする外国人市民を対象とした各種講座、相談等の多文化共生事業は、公共性・必要性が高いが、収益性が低く、財源確保のため、公益性を重視した基本財産の安全かつ堅実な運用により、引き続き運用収入の確保に努める必要があります。
 3 プロパー職員の育成や臨時・人材派遣等多様な人材活用等、効果的人員・人材の配置に努める必要があります。

取組の方向性

(1) 経営改善項目
 1 川崎市の国際交流・多文化共生機能の担い手として、健全な組織運営に向けて経営能力をさらに高めるため、迅速かつ柔軟で機動性の高い組織体制の整備に努めます。また、自立的経営を担う人材育成のため、研修機会の拡大に努め、職員の資質向上を図ります。その上で、国際交流センター次期指定管理(平成33年度～平成37年度)の受託に備えます。
 2 外国語講座をはじめとする事業収益は継続的に増加しており、国際交流協会事業において主たる自主財源となり補助率の抑制につながっていることから、今後も引き続き確保・拡大に努めます。また、外部助成金の活用や寄附受入など、その他財源の確保に向けた取組を進めます。

(2) 本市における法人との連携・活用
 本市の国際施策に係る総合計画「川崎市国際施策推進プラン」及び多文化共生社会の実現に向けた「多文化共生社会推進指針」において法人の役割は明記されており、これらに基づく施策の推進において、市関係部局と緊密に連携、役割分担をしながら、法人が専門性や柔軟性をもって具体的取組を進め、さらに貢献していくことが望まれます。

①「方針」の1ページ目と2ページ目の2枚のシートで今後4年間の法人が進むべき方向が分かるような様式を設定

②法人の「事業概要」「設立目的」「法人のミッション」を記載

③市総合計画や分野別計画との連携や関係を明確にし、本市の施策を推進するための法人の役割を記載

また、関連する市総合計画と分野別計画での位置づけを記載

④法人が置かれている現状と本市施策を推進する上で課題となっている事項を記載

⑤課題を踏まえて中期的な視点に立つて取組の方向性を明確にして「経営改善項目」「本市における法人との連携・活用」を記載

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市国際交流協会	所管課	市民文化局市民生活部交流推進担当
----------	-----------------	-----	------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

1 高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効果的に対応することで行政機能を補完・代替・支援するという法人本来の役割を果たします。
 2 法人の役割として、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与するために、市民や外国人のための情報提供や、国際理解・多文化共生のための講座などの事業を実施します。
 3 交流促進のための民間国際交流団体及びボランティアの育成、登録を促進するとともに、行政や教育機関等からの依頼に対し登録者をコーディネートし、様々な活動支援を行います。さらに、幅広くネットワーク化することで、市民を主体とした国際交流・多文化共生活動の幅を拡充します。
 4 事業収益の確保に引き続き努めながら、その他の自主財源確保に向けた取組を進めます。
 5 事業実施については、公益性の観点から、定期的に分析、評価を行うとともに、実施効果を検証します。

本市施策推進に向けた事業計画

取組地	事業名	指標	現状値	目標値					単位
				平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	
①	国際交流促進事業	国際交流・理解講座の受講者数	572	572	572	572	572	人	
		外国人市民の事業への企画・運営参加数	92	93	94	95	96	人	
		留学生ホームビジット参加者数及び留学生との交流会参加者数	108	113	118	123	128	人	
		事業別の行政サービスコスト	39,904	40,000	40,000	40,100	40,000	千円	
②	民間交流団体及びボランティア活動支援事業	ボランティア登録件数	1,158	1,192	1,227	1,263	1,300	件	
		ボランティアのコーディネート件数	610	630	640	670	670	件	
		事業別の行政サービスコスト	6,430	6,500	6,500	6,600	6,500	千円	
③	多文化共生推進事業	外国人市民対象のイベント・講座参加者数	473	483	493	503	513	人	
		日本語講座受講者数	4	⑩事業単位の行政サービスコストを事業単位ごとに記載					
		外国人市民の防災訓練参加者数	3	【計算方法】事業別の行政サービスコスト＝直接事業費コスト－直接自己収入 ※1 直接自己収入には、本市からの補助金や委託料などは含まない ※2 法人が自己収入で賄った金額を控除して算出					
		事業別の行政サービスコスト	10,422	10,500	10,500	10,600	10,500	千円	

経営健全化に向けた事業計画

取組地	項目名	指標	現状値	目標値				
				平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
①	自主財源の確保に向けた取組	補助金及び指定管理料以外の財源	48,788	45,995	46,954	47,646	48,228	千円
②	ホームページ、情報誌等における広告料収入	新たな自主財源確保に向けた創意工夫	0	50	100	150	200	千円

業務・組織に関する計画

取組地	項目名	指標	現状値	目標値				
				平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
①	管理運営能力及び専門性向上のための研修への参加回数	自主的・自律的な運営に向けた職員の資質向上	25	27	29	31	33	回
	コンプライアンスに反する事案の発生件数	コンプライアンスの遵守	0	0	0	0	0	件
②	ホームページアクセス件数	市民による認知度の向上	118,219	121,765	125,417	129,179	133,054	件
	各種メディアへの掲載及び出演回数	市民による認知度の向上	26	27	28	29	30	回
	国際交流センター外での活動回数	施設外での法人事業PR機会拡大	4	5	6	7	8	回

⑥前頁の「方針」を踏まえて、今後4カ年(市総合計画第2期実施計画期間)の目標を記載

⑦本市の施策推進に向けて、法人に求める事業を記載

⑧事業の測定指標を原則として最終アウトカム(成果)指標により設定。成果を示すことが難しいものや活動量で示した方が分かりやすい場合はアウトプット(活動量)指標を設定

⑨法人が実施する事業の性質や果たしている役割に応じた目標値を設定

「過去4年間の平均値」など設定の根拠とした数値を巻末の「目標値の考え方」に記載

⑪経営健全化に向けた財務的な指標を設定

⑫人材育成やノウハウの継承など業務組織に関する指標を設定